

2026年08月18日

株式会社M i y o n 殿

中国四国厚生局長 竹林 経治

経営力向上計画に係る認定について

2026年08月01日付けをもって別添書類により申請のあった経営力向上計画については、
中小企業等経営強化法第 1 7 条第 1 項の規定に基づき認定する。